

福生市公共基準点運用基準

平成10年4月1日
福生市決定
平成19年1月26日改正
平成19年11月26日改正
平成20年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、福生市が管理する公共基準点（以下「基準点」という。）の取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において基準点とは、測量法（昭和24年6月3日法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、道路及び公園等の公有財産管理並びに公共事業のため福生市が管理する二級基準点、三級基準点（相当精度の基準点を含む。）とする。

2 基準点の種類は、次のとおりとする。

二級基準点	屋上点、地上点
三級基準点	地上点

(管理)

第3条 基準点の統括管理は、市長が行う。

2 基準点の管理保全については、法第22条及び第39条の規定を準用する。

(管理の方法)

第4条 市長は、使用台帳（別記様式第1号）を備え、常に使用状況を把握するものとする。

2 市長は、次に掲げる成果品及び関係書類を常に点検整備するとともに、基準点の精度を維持するものとする。

成 果 品	2級基準点	3級基準点
1 基準点点の記（写真含む）		
2 観測手帳		
3 観測記簿		
4 計算簿		
5 成果表		
6 基準点網図		
7 基準点配置図		
8 建標承諾書	（屋上点のみ）	

9 測量標設置位置通知書	(屋上点のみ)	
10 精度管理表		
11 諸資料簿		

関 係 書 類	提 出 部 数
1 基準点台帳(別記様式第1号)	
2 基準点使用申請書(別記様式第2号)	1部
3 基準点使用許可書(別記様式第3号)	
4 基準点使用報告書(別記様式第4号)	1部
5 基準点異状報告書(別記様式第5号)	1部
6 工事施行通知書(別記様式第6号)	1部
7 工事施行回答書(別記様式第7号)	
8 効用阻害確認報告書(別記様式第8号)	1部
9 一時撤去・移転協議書(別記様式第9号)	1部

(使用の申請)

第5条 基準点を使用しようとする者は、使用申請書(別記様式第2号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可等)

第6条 市長は、前条で規定する申請が適当と認めるときは、使用許可書(別記様式第3号)を申請者に交付するものとする。この場合において、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、事前に基準点が設置されている土地又は建物を管理する者(以下「土地建物管理者」という。)に対し、立入り日時を連絡し、その承諾を受けなければならない。

2 使用者は、基準点を使用後、使用報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(注意義務)

第7条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 立入りに際しては、土地建物管理者に対し許可書を提示すること。
- (2) 作業中建物、樹木等を損壊した場合は、使用者の負担において現状に復すること。
- (3) 基準点の使用により得た測量結果は、許可を受けた目的以外に使用しないこと。

2 使用者は、使用する基準点に異状がある場合、速やかに基準点異状報告書(別記様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(工事等による保全)

第8条 基準点の付近で、その効用を害するおそれのある工事等を施行しようとする者(以下「工

事者」という。)は、あらかじめ市長に工事施行通知書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

- 2 前項において効用を害するおそれのある工事等とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 掘削工事等において、掘削底面端より45°以上の位置に基準点の一部がある場合の工事
 - (2) 車両及び重機等の振動が基準点に影響を及ぼすと思われる工事
 - (3) その他基準点の効用を害すると思われる工事
- 3 市長は、第1項の規定による工事施行通知書の提出を受けたときは、工事施行回答書(別記様式第7号)により、工事者に適切な指示をするものとする。なお、保全方法は別紙1による。
- 4 工事者は、前項の規定による回答書に従うほか、当該基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。
- 5 前2項の規定は、永久標識で設置された基準点に限り適用し、一時標識で設置された基準点には適用しない。

(効用阻害の確認)

第9条 工事者は前条の場合、効用阻害確認立会いを行わなければならない。

- 2 工事者は、当該工事の施行前と施行後に当該基準点を測量し、効用阻害確認報告書(別記様式第8号)を作成するものとする。
- 3 前項の測量方法は、別紙2による。
- 4 基準点の効用阻害の判定基準は、次のとおりとする。

水平角の変化量	±10秒以内
水平位置の変化量	±5mm以内
標高の変化量	±10mm以内

(原状回復)

第10条 工事者は、前条第4項の判定基準を超過したときは、福生市公共測量作業規程(国地第748号)により原状に回復し、市長の指示に従い第4条第2項に定める成果品(以下単に「成果品」という。)を修正しなければならない。

- 2 故意又は過失により基準点を損壊した者(以下「事故原因者」という。)が、原状回復及び成果品の修正をする場合には、前項を準用する。
- 3 市長が、前項において事故原因者の原状回復が困難であると認めるときは、基準点の設置位置を変更し、第1項の規定により測量を実施することができる。
- 4 工事者が、工事前に基準点を原状の位置に回復することが困難であると判断したときは、市長の承認を得て該当基準点を移転することができる。

(一時撤去及び移転)

第11条 工事者又は土地建物管理者が、基準点を一時撤去し、又は移転しようとする場合には、一時撤去・移転協議書(別記様式第9号)により1箇月前までに市長と協議しなければならない。

(費用負担)

第12条 第8条に規定する基準点の保全に要する費用、第10条に規定する原状回復の費用及び前条に規定する一時撤去及び移転に要する費用は、工事者又は事故原因者がそれぞれ負担しなければならない。ただし、工事者又は事故原因者が土地建物管理者である場合は、この限りでない。

(測量施行者の選定)

第13条 第9条の規定による基準点の効用阻害の確認測量を行う工事者は、法第48条に定める測量士及び測量士補、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に定める土地家屋調査士並びに建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に定める主任技術者及び監理技術者のいずれかに施行させなければならない。ただし、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りではない。

(その他)

第14条 その他この運用基準に定めない事項については、その都度協議する。